

# 平成22年第3回三笠市議会定例会

平成22年9月24日(第3日目)

## 議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 閉会宣告

## 議事日程

- 日程第1 議案第55号から議案第66号まで、議案第69号及び請願第1号について(委報第3号)
- 日程第2 議案第67号 三笠市教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第70号 三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第5 認定第1号から認定第9号までについて
- 日程第6 意見書案第4号 道路の整備に関する意見書
- 日程第7 意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 日程第8 意見書案第6号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

## 出席議員(11名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		11番	扇 谷 知 巳 氏
	12番	熊 谷 進 氏			

## 欠席議員(1名)

10番 藤 浪 成 憲 氏

## 説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総 務 部 長	北 山 一 幸 氏	総 務 課 長	金 子 満 氏

総務課主幹・ 選管事務局長	清水光一氏	財務課長	右田敏氏
企画経済部長	中沢敏男氏	企画振興課長	小田弘幸氏
農林課長	中原保氏	商工観光課長	猿田智樹氏
環境福祉部長	永田徹氏	市民生活課長	須河恵介氏
福祉事務所長	阿部弘之氏	保健福祉課長	田中哲也氏
建設部長	高嶋善男氏	建設管理課長	松浦基晴氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	鈴木英夫氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	澤上弘一氏	学校教育課長	米田廣文氏
学校教育課主幹	梅津吉昭氏	社会教育課長	高森裕司氏
博物館長	栗山俊彰氏	病院事務局長	松本哲宜氏
消防長	長谷川浩二氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏
生活安全センター長	阿部英雄氏	消防課長	木村幸雄氏
監査委員	森原裕氏	監査委員事務局長	鈴木信之氏
出席事務局職員			
議会事務局長	星野直義氏	総務係長	豊口哲也氏

開議 午前 9時56分

## 開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第55号から議案第66号まで、議案第69号及び請願第1号について（委報第3号）

議長（高橋 守氏） 日程の1 委報第3号、議案第55号から議案第66号まで、議案第69号及び請願第1号についてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において、総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

（総合常任委員会委員長儀惣淳一氏 登壇）

総合常任委員会委員長（儀惣淳一氏） 総合常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号及び議案第58号及び議案第59号、条例改正3件、議案第56号及び議案第57号、条例制定2件、議案第60号から議案第66号及び議案第69号、補正予算8件、請願第1号、1件の計14件であります。

この委員会は、全議員で審査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

審査の結果を御報告いたします。

初めに、議案第55号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号三笠市立高等学校入学料等条例の制定について、議案第57号三笠市立高等学校教育職員の給与等条例の制定について、議案第58号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、反対・賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第55号から議案第58号までについて、市立高校設置にかかわる議案に対しましては、4人の委員から成る附帯決議の提出があり、内容については御配付の審査報告書に添付いたしましたとおりであります。採決の結果、附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、議案第59号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号平成22年度三笠市一般会計補正予算について、議案第61号平成22年度三笠市

老人保健特別会計補正予算について、議案第62号平成22年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第63号平成22年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、議案第64号平成22年度三笠市介護保険特別会計補正予算について、議案第65号平成22年度三笠市育英特別会計補正予算について、議案第66号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算について、議案第69号平成22年度三笠市一般会計補正予算については、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第1号市立三笠高校設置計画での慎重審議を求める請願書については、議案第55号から議案第58号までについての慎重審議を求めるものであり、これらの議案は既に可決すべきものと決定し、議決を要しません。

よって、本請願は、みなし不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第55号から議案第66号まで、議案第69号及び請願第1号について一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第55号から議案第66号まで、議案第69号及び請願第1号についての質疑を終了いたします。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第55号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言願います。

丸山議員。

1番（丸山修一氏） 私は、議案第55号について、反対する立場から意見を申し上げます。

さて、今回の提案、教育論からの若者定住促進事業の内容は、財政面だけの検討で推進しようとしております。しかし、これだけでは余りにも不十分であります。この計画は、高校をテーマパークにとらえた無謀な事業であります。

本市は鉄道村という事業で大きな失敗をしました。なぜこの経験を生かさないのでしょうか。苦い経験を生かしてこそ、市民生活の安定と向上につながります。失敗を招く理由は、人口の減少です。三笠市の人口は、今、1万人余りですが、10年後は7,000人台であります。北海道の人口も30年後には25%の減少、日本の人口も15年には15%減少の見込みであります。

この大きな要因は、少子高齢化であります。生まれてくる子供が極端に少ない。本市では現在39名で、年々出生者は減少しております。また、経済芳しくない状態で、寮費を4万円も負担する世帯が何軒あるのでしょうか。

さらに、この学校に要する費用は、10年間で市税4億円以上の見込みであります。市税は市民生活、福祉の向上に使うべきで、目的外利用と言わざるを得ません。また、生徒募集が目的に達しなかった時点での自制心が見当たりません。事業は10年間、赤字の垂れ流し状態が続きます。この事業が失敗したら、だれが責任を負うのでしょうか。政治的な責任はもちろんです、4億円を超す税金が私たちの目の前から消えていきます。このお金の責任を、為政者は明確にしておりません。市民にどのように説明するのでしょうか。

よって、提案議案には、反対の立場で意見を申し上げます。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

熊谷議員。

12番（熊谷 進氏） 本議案に賛成の立場から討論を行います。

教育は、国家百年の大計と言われます。中国のことわざに10年先を見る者は、山に木を植える。100年先を見るものは、人を育てると言われます。

4月以降のまち特における財政シミュレーションを調査した結果、初期投資額及び単年度ごとの赤字額は、開校後、数年経て平準化された時点では、温水プールの赤字額とほぼ同程度であり、そう重いコストではないと判断します。

本市のインフラとして、三笠高校を開始すると市長はじめ三役の熱意を重く受けとめ、本案に賛成いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、反対の議員の発言を願います。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第55号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

議案第55号について、三笠高校の市立化については、これまで審議を重ねてきました。また、市民もこれからのまちづくりとあわせて、真剣に考えて不安な気持ちでいるのが現状と思われます。

学校教育の理念については、私も理解をするものでありますが、市の税金を使ってまで、今、学校がどうしても必要なのか。ほかに優先順位があるのではないかなど、市民の間で議論がされています。中でも、今の市立病院の現状を見て、関心は高まっています。市の一般財政からの赤字をなくするための投入はありましたけれども、今、医師不足を目の前にして、学校より病院をという市民の声は大きくなっており、当たり前ではないかと思っています。

高校の市立化には、市民の合意が必要だと私は考えています。しかし、今、市民の合意が十分得られない現状では、この議案第55号に反対せざるを得ません。

以上の意見を述べまして、本案に反対いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 今定例会で上程された議案第55号について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

三笠高校の存続について、全市挙げて陳情活動や市民説明会、特別委員会の開催など、幅広く論議されてきたところであります。

16日付読売新聞に「新空知産パワーフード 閉校する由仁商業と三笠高タッグ」という記事が掲載されました。新商品のホットドッグと薫製開発をした生徒たちの希望ある表情が大変印象深く残りました。

いま一度、三笠高校の歴史の一端を述べさせていただきます。

あの戦局の大変厳しい昭和19年11月に、町立工業学校として採鉱科の1科で設立され、その後、建築課程も加わりましたが、昭和25年に町から北海道に移管されるとともに、建築課程を廃止し、採鉱、土木の2課程60名から北海道三笠工業高等学校が本格的に始まりました。

その後も、家政科、自動車科、普通科も加わり、昭和44年には甲子園出場の輝かしい歴史もあります。

また、昭和26年から着工された桂沢ダム工事の時代は、菊地先生を中心とし、化石の収集に関して多大な貢献もしております。採集された化石は732種類、数にして20万個以上にも及びます。1億数千万年前からの地質時代の遺物・標本が、かくも多種多量に採集された量は、九州大学、東北大学に次ぐものともありました。

また、いつときは、大変荒廃した時代もありましたが、15年ほど前には、地域、学校、PTA・OB会、おやじの会などが一丸となって、みんなで参加、ともに育つPTAを合い言葉とした三笠高校のPTA活動が全道、全国のPTA総会で紹介され、大きな反響を呼んだこともありました。

地域社会が混迷する時代、高校存続は大変大きな課題もありますが、私は地域の持つパワーを確信し、三笠高校の存続は必要と考え、賛成させていただきます。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） これをもちまして、討論を終了いたします。

これより、議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成議員多数でございます。

したがって、議案第55号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第55号と同様の趣旨により、この議案にも反対させていただきます。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言をお願いします。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 議案第55号と同趣旨で賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） これをもちまして、討論を終了いたします。

これより、議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成多数です。

したがって、議案第56号三笠市立高等学校入学料等条例の制定については、原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言をお願いします。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第55号と同様の趣旨により反対いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言をお願いします。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 議案第55号と同趣旨にて賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、これをもちまして討論を終了いたします。

これより、議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成多数でございます。

したがって、議案第57号三笠市立高等学校教育職員の給与等条例の制定については、原案可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言をお願いします。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第55号と同様の趣旨により反対いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を求めます。

齊藤議員。

4番（齊藤 且氏） 議案第55号と同趣旨にて賛成いたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですので、これをもちまして討論を終了いたします。

これより、議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成多数でございます。

したがって、議案第58号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第59号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第59号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第60号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第60号平成22年度三笠市一般会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 1 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 1 号平成 2 2 年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 2 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 2 号平成 2 2 年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 3 号平成 2 2 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 4 号平成 2 2 年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 5 号平成 2 2 年度三笠市育英特別会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 6 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 6 号平成 2 2 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 6 9 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。  
お諮りいたします。

議案第 6 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 9 号平成 2 2 年度三笠市一般会計補正予算については、総合常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、請願第 1 号については、議案第 5 5 号から議案第 5 8 号までについての慎重審議を求める趣旨であり、議案第 5 5 号から議案第 5 8 号は、既に可決されたため議決を要しません。

よって、本請願は、不採択されたものとみなし処理いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

請願第 1 号市立三笠高校設置計画での慎重審議を求める請願書については、不採択されたものとみなします。

日程第2 議案第67号 三笠市教育委員会委員の任命について

議長（高橋 守氏） 日程の2 議案第67号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第67号三笠市教育委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員大野雅行氏の平成22年10月3日付任期満了に伴い、後任者として谷内純哉氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

谷内純哉氏は、昭和33年10月28日生まれで51歳、住所は三笠市美園町70番地69であります。

同氏は、昭和55年4月、有限会社三美堂に入社し、平成16年4月に同社の代表取締役就任しております。

また、平成3年4月に、三笠市商工会青年部長、その後、三笠市青少年問題協議会委員、北海道PTA連合会幹事、三笠市商工会副会長、三笠市学校評議員、三笠市社会教育委員副委員長などを歴任し、現在に至っております。

三笠市教育委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮り申し上げます。

本案については、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第67号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

た。

この際、あいさつをいただくため、会議を休憩いたしたいと思います。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第70号 三笠市議会議員定数条例の一部を  
改正する条例の制定について

議長（高橋 守氏） 日程の3 議案第70号三笠市市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、熊谷議員ほか4名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

（9番谷津邦夫氏 登壇）

9番（谷津邦夫氏） ただいま上程になりました議案第70号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を述べさせていただきます。

地方分権一括法の施行により、地方自治法の改正で、人口5万人未満の市は26人を上限として、議員定数を条例で定めることになりました。

何人が適当かの判断基準は明定されておらず、各自治体の実情に合わせみずからの判断で定めることになっております。議会も首長も、ともに地方自治の最終目標である住民の福祉向上を目指して牽制と均衡の原則に従い、両者の機能分担により、行き過ぎを抑え、足らざるを補い、しかも調和のある機能を発揮しなければなりません。

三笠市議会は、平成21年4月から、三笠市議会基本条例を施行し、これまで以上に市民にとって身近な存在となり、より開かれた議会を目指しています。

第1回及び第2回議会報告会で、議員定数問題について市民からの質問があり、議長から議会に協議機関をつくって議論を進め、しかるべき時期に結論を出したいとの回答をしてきました。

その後、議員協議会で慎重に議論を重ねた結果、人口1万5000人台の規模からして、議員定数については、現行12名を2名減の10名にすべきであるとの方向で集約されました。

地方分権や地域主権改革が進み、事務権限の移譲とともに行政の内容が変化し、市民要望も多岐にわたるとともに、議員への期待が高まり、その責務も大きくなっております。

この中であって、定数減の影響を解消し、市民の負託にこたえるためには、議員みずからが不断の研さんを積み、資質を高め、行政需要、市民要望を的確に把握し、議員としての役割を果たしていくことが市民の信頼を得る最善の道であると信じるものであります。

以上、申し上げまして、提案理由の説明といたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号については、委員会付託を省略し、即決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、これより議案第70号について討論を行います。

本案に反対の議員から発言を願います。

岩崎議員。

2番（岩崎龍子氏） 議案第70号三笠市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

憲法によって、地方自治は住民のための政治を最高の理念としています。地方自治は地域住民の総意と責任において地方政治を運営できることになっております。首長と議会は、それぞれが独走しないよう監視し、牽制し合い、ともに住民に責任を負う関係にあります。

議会は、実質的に財政を一手に握り力を持っている行政へのチェック機能を果たさなければなりません。経済不況と高齢化が進んでいる今、雇用、福祉、医療、教育、そして環境の問題など住民要求は多岐にわたり、議員への期待も高まっています。

議会は、住民の意思を的確に受けとめ、これを将来を見据えて行政に反映させる機能を強化していくことが求められています。

議会制民主主義の基本理念として、議員の数を削減することは、住民の意思の反映が十分できなくなります。

今、議員定数の削減は行うべきでないと考え、以上の意見を述べて、この議案に反対いたします。

議長（高橋 守氏） 次に、賛成の議員の発言を願います。

扇谷議員。

11番（扇谷知巳氏） 私は、本議案に賛成の立場で討論に加わります。

4年前の定数削減の折に、おおむね人口1,000人につき議員1名との考え方がありましたが、何ら根拠がないにしても、それなりの説得力があるものだと考えております。

地方自治における二元代表制の基本的理念、チェック・アンド・バランス、つまり監視と調和、あるいは抑制と均衡、この部分における定数削減は、一見矛盾があるやに思われますが、議員一人一人が一層の不断の努力、研さんを重ね、資質の向上を図り対処しなけ

ればならないものと考えております。

また、今日の地域主権論は、一部不透明な部分があるにせよ、その潮流は変わることがないと思っております。

なお、管内旧産炭地では、議員定数が1けた台の市、町も散見されますが、財政上の理由があるにせよ、意思決定機関としての体をなすのか、他団体のことながら心配しております。

私は、そうした他市町の状況や昨年の6月議会で、常任委員会を一つにしたことなどがかんがみても、再度、議員定数を2名削減するもやむなしと考えますが、定数削減は今回が下げどまりではないかということをあえて付言をし、本議案に賛成をいたします。

議長（高橋 守氏） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） これをもちまして、討論を終了いたします。

これより、議案第70号について採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（高橋 守氏） 賛成議員多数でございます。

したがって、議案第70号三笠市議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決されました。

#### 日程第4 議案第71号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

議長（高橋 守氏） 日程の4 議案第71号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第71号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、議案第71号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 認定第1号から認定第9号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の5 認定第1号から認定第9号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 認定第1号平成21年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号平成21年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成21年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、平成21年度の予算編成に当たり、国の地方財政についての考え方は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、これまでの歳出改革を維持しつつも、地方行政が極めて厳しい財政運営を強いられているとの認識から、各種制度の見直しを図る中で、生活者の暮らしの安心や地方の底力の発揮に必要な経費として、地方交付税を別枠で1兆円加算するなど、地方再生対策を重点的に考えられた編成となったが、昨今の極めて厳しい経済状況を脱せられない中で、今後において不安要素は多分に想定できることから、平成21年度予算に当たっては、いかなる景気動向にも対応でき、財政健全化法の適用も受けない安定的かつ健全な財政基盤を確立していくために、これまでと同様自立対策プランと行財政改革を緩めることなく実践し、経常歳入総額を限度とする体力に見合った予算編成を行ったものであります。

政策的予算においては、市民に直結した経済的効果を創出する事業について、優先度を十分に厳選し、限られた一般財源の範囲内で編成するとともに、市民の視点に立った目的・成果重視の観点から編成したものであります。

年度途中においては、使用料、手数料見直しにかかわる整理、国の経済危機対策にかかわる事業、新型インフルエンザ対策にかかわる経費などのほか、緊急を要する事業等について所要の対応を図ったものでありますが、特に喫緊の課題であった市立病院の経営健全化対策として、平成21年度収支不足分に加え、不良債務をすべて解消する措置を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら、効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的をしっかりと認識し、早期に効果を上げるようスピード感を持って予算執行を行ったものであります。

歳入については、国・道支出金など市にとって有効な財源の活用、確保に努めたほか、減収対策として過去からの徹底した行財政改革の推進を国などに対して、財政支援を強く

主張し、財源の確保を図ったとともに、市債の発行については、公債費負担適正化計画に基づく限度額内の発行としたものであります。

歳出については、部内の予算調整によって住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め執行したものであります。

決算の状況は、最終的には107億748万円に対し、歳入決算額は104億4,899万8,068円で、予算に対する収入率は97.6%であります。

一方、歳出決算額は102億4,989万424円で、予算に対する執行率は95.7%であります。

この結果、歳入歳出差引額は1億9,910万7,644円となり、そのうち平成21年度は繰越明許費が発生したため、9,582万7,000円は、これに必要な特定財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質的な額は1億328万644円となるものであります。

なお、平成21年度一般会計事業費等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成21年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、平成21年度予算は、後期高齢者医療制度への移行期に当たり、経過的な会計処理を要することから予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、国・道支出金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額2,256万2,000円に対し、歳入決算額は2,318万8,771円で、予算に対する収入率は102.8%であります。

一方、歳出決算額は2,134万2,203円で、予算に対する執行率は94.6%であります。

この結果、歳入歳出差引額は184万6,568円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、本会計は老人保健法の規定により、その年度の法的負担分は概算交付され、翌年度に精算するものであります。

次に、認定第3号平成21年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度予算は、後期高齢者医療制度にかかわる制度構築段階にあった前年の所要経費を基本に、安定かつ効率的な運営が実施できるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、保険料等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額2億1,772万9,000円に対し、歳入決算額は1億9,246万4,292円で、予算に対する収入率は88.4%であります。

一方、歳出決算額は1億9,241万4,280円で、予算に対する執行率は88.4%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は5万12円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、一般会計繰入金精算金で翌年度に精算するものであります。

次に、認定第4号平成21年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度予算は、国の医療制度改革に伴い、後期高齢者医療制度や特定健康診査等の実施の義務化に向けた所要経費の措置を図り、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のため特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費の通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額19億4,921万6,000円に対して、歳入決算額は18億5,393万8,176円で、予算に対する収入率は95.1%であります。

一方、歳出決算額は17億9,648万9,862円で、予算に対する執行率は92.2%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は5,744万8,314円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てするものであります。

次に、認定第5号平成21年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。平成21年度の予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第4期介護保険事業計画における施策及び費用の推計をもとに予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、新たに健康教室を地域ごとに実施するなど、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたものであります。

決算の状況は、最終予算額15億695万6,000円に対して、歳入決算額は14億9,698万6,746円で、予算に対する収入率は99.3%であります。

一方、歳出決算額は14億7,116万4,743円で、予算に対する執行率は97.6%であります。

この結果、歳入歳出差引残高は2,582万2,003円となり、この全額を翌年度に繰り越しして使用するものであります。

次に、認定第6号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度予算は、生活環境の改善などを目的とした污水管整備と浸水対策の雨水管整備を実施する一方で、維持管理経費の抑制や公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う元金償還金を措置するなど、将来にわたって下水道事業会計の健全な運営が適切に実施できることを目指し、予算編成を行ったものであります。

年度途中には、使用料及び手数料の改正により収入の増、給与改定に伴う歳出の減など

の対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経過を踏まえ、予算で定められた事業目的を達成することを基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額12億4,403万6,000円に対し、歳入決算額は12億3,020万4,140円で、予算に対する収入率は98.9%であります。

一方、歳出決算額は12億2,224,725円で、予算に対する執行率は96.5%であります。

この結果、歳入歳出差引額は2,997万9,415円となり、この差引残額の全額を22年度から開始した下水道事業会計に繰り越して使用するものであります。

次に、認定第7号平成21年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度予算は、奨学資金の貸し付けを平成19年度で終了したことから、貸付金の返還分など、すべての収入を育英基金に積み立てるための予算編成を行ったものであります。

決算の状況は、最終予算額485万9,000円に対し、歳入決算額は503万9,335円で、予算に対する収入率は103.7%であります。

一方、歳出決算額は481万2,835円で、予算に対する執行率は99%であります。

この結果、歳入歳出差引額は22万6,500円となり、この全額を翌年度に繰り越して育英基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第8号平成21年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成21年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については水道料金の改定による増収を見込み、最終予算額3億4,445万3,000円に対し、決算額は3億4,059万7,003円で、385万5,997円の減収となりました。

一方、支出については、最終予算額3億2,173万7,000円に対し、経費の効率的な執行に努め、決算額は3億6,555万4,227円で、1,518万2,773円の不用額を生じ、当年度純利益は税抜きで2,669万9,962円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額2億5,100万円に対し、決算額も2億5,100万円となりました。

支出では、最終予算額3億6,749万4,000円に対して、決算額は3億6,578万9,283円となり、差し引き1億6,068万9,283円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額699万3,215円、過年度損益勘定

留保資金 1 億 5,369 万 6,068 円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第 9 号平成 21 年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成 21 年度の病院事業は、総合計画に掲げる健康で安心して過ごせるまちの目標達成を目指し、地域の基幹的病院として安全・安心な医療サービスの提供を図るため、医療機器の整備、暖冷房運転監視システムの更新など、医療環境の確保に努めたほか、経師の招聘など収益確保を図るとともに、退職者の不補充による支出抑制など経営健全化に取り組んでまいりました。

しかし、医師の退職や患者数の減少などから、平成 22 年度に策定した市立三笠総合病院改革プランの目標を達成することが困難となり、一般会計からの経営支援を受けたものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、人口の減少に加え医師不足に伴う診療体制の縮小の影響により、最終予算額 2 億 2,131 万 9,000 円に対し、決算額は 2 億 8,684 万 5,258 円、3,447 万 3,742 円の減収となりました。

一方、支出については、効率的な執行に努めたことなどから、最終予算額 2 億 1,186 万 6,000 円に対し、決算額は 2 億 7,695 万 8,499 円で、3,490 万 7,501 円の不用額を生じ、当年度純利益は税抜きで 4 億 982 万 9,043 円となりました。

次に、資本的収支であります。医療機器の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した暖冷房運転監視システムの更新に取り組んだところであります。

収入については、最終予算額 1 億 772 万 8,000 円に対し、決算額は 1 億 772 万 7,231 円となりました。

支出については、最終予算額 1 億 5,266 万 9,000 円に対し、決算額 1 億 5,266 万 7,716 円となり、差し引き 4,494 万 485 円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額 5 万 7,716 円と当年度損益勘定留保資金 4,488 万 2,769 円をもって補てんしております。

なお、当年度発生留保資金は 6,617 万 8,463 円であり、前年度決算においての不良債務 4 億 945 万 2,172 円を解消する上で、2,161 万 4,849 円の次年度繰越留保資金が生じたところであります。これは一般会計から経営対策補助金として 5 億 4,795 万 3,000 円の繰り入れにより、財源対応を図ったことによるものであります。

以上、認定第 1 号から認定第 9 号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

認定第1号から認定第9号までについて一括質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することとしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり、11人を指名したいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました11人の議員をもって特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 日程第6 意見書案第4号 道路の整備に関する意見書

議長(高橋 守氏) 日程の6 意見書案第4号道路の整備に関する意見書を議題といたします。

本案については、佐藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

(9番谷津邦夫氏 登壇)

9番(谷津邦夫氏) ただいま上程になりました意見書案第4号道路の整備に関する意見書を朗読をもって提案にかえます。

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤ですが、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題を多く抱えています。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網

の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べ大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題であります。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなどさらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性、裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要であります。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請します。

#### 記

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。

2、高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。

3、冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機関の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。

4、平成23年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう制度を充実するとともに、必要な予算額を確保すること。

5、事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など地域にもたらされる多様な効果を配慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

6、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月24日。

北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第4号道路の整備に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第7 意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

議長(高橋 守氏) 日程の7 意見書案第5号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書を議題といたします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

(6番武田悌一氏 登壇)

6番(武田悌一氏) ただいま上程になりました意見書案第5号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書につきまして、朗読提案させていただきます。

近年、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止、国土の保全や水源の涵養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大しています。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業、木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された森林・林業再生プランに基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら、森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望します。

記

1、地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。

2、水源の涵養など、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに対する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。

3、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促進及び木質バイオマス利用など、国産材の利用を拡大すること。

4、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に関する経費の定額助成を実施すること。

5、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理・運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月24日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

#### 日程第8 意見書案第6号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の8 意見書案第6号21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書を議題といたします。

本案については、佐藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

3番（佐藤孝治氏） 意見書案第6号を朗読提案させていただきます。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書。

我が国の景気の現状は、好調な輸出を背景にリーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いています。

特に、地方経済は深刻で、中小零細企業はデフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいます。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせません。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきであります。

公共施設の耐震化や近年多発しているゲリラ豪雨などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高いと考えます。

このように必要な公共投資が着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込めます。

政府におかれては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる以下のような21世紀型の公共投資について、予算確保と執行を強く求めます。

#### 記

1、学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。

2、太陽光発電の設置や介護施設の拡充といった21世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。

3、老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新、大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月24日。

北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮り申し上げます。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

#### 閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成22年第3回定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員